

正 解

No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
(3)	(2)	(5)	(3)	(4)	(1)	(5)	(3)	(5)	(4)

1 経済的自由

正解 (3)

- (1) 正しい。 最大判昭 33・9・10。
- (2) 正しい。 「国籍を離脱する自由」とは、自己の志望によって国籍を離脱する自由をいうが、これは外国国籍の取得を条件として、日本国籍を失う自由という意味であり、枝文は正しい。
- (3) 誤り。 判例は、職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）は、選択した職業を任意に営む自由（営業の自由）を含むとしている（最大判昭 47・11・22）。
- (4) 正しい。 最大判昭 50・4・30。
- (5) 正しい。 財産権の不可侵の原則（憲法 29 条 1 項）を貫くため、憲法 29 条 3 項を直接の根拠規定として損失補償を請求できる。

2 内 閣

正解 (2)

- (1) 正しい。 憲法 68 条 1 項。
- (2) 誤り。 内閣総理大臣の訴追同意権（憲法 75 条）の対象となる犯罪には、在任中犯したもののほか、就任前のものも含まれる。
- (3) 正しい。 憲法 70 条。
- (4) 正しい。 憲法 73 条 1 号。
- (5) 正しい。 憲法 66 条 2 項。

3 行政処分の種類

正解 (5)

- (1) 正しい。 許可とは、一般的に禁止された行為を特定の場合に解除して、適法に行うことができるようにする処分であり、運転免許はこれに当たる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 下命とは、一定の行為をすること又は一定の行為をしないことを命ずる処分をいい、枝文の措置はこれに当たる。
- (5) 誤り。 特許の意義については枝文のとおりである。道路の占用許可は、特許に当たる。

4 警職法

正解 (3)

- (1) 正しい。 警職法 3 条 1 項は「保護しなければならない」と定めており、警察官に保護義務を負わせ、また、職務上の権限を付与している。
- (2) 正しい。 危険防止のための措置命令の対象となる者は「その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者」であり、これにはたまたまその場に居合わせただけの者も含まれる。
- (3) 誤り。 制止は、犯罪がまさに行われようとする場合であって、その行為により「人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受けるおそれ」がある場合に限り行うことができる。
- (4) 正しい。 警職法 6 条 1 項。
- (5) 正しい。 「武器」とは、人を殺傷する用に供する目的で作られ、現実に殺傷する性能を有するものをいい、警棒はこれに当たらない。

5 中止未遂

正解 (4)

- (1) 正しい。 多量の出血に驚いて殺人の実行行為を断念した場合は、一般人を基準とすれば、外部的障害により犯罪を中止したといえるため、「自己の意思により」中止したとはいえず、中止未遂は成立しない。
- (2) 正しい。 最判昭 29・1・20。
- (3) 正しい。 犯人自身は結果の発生を防止するための真摯な努力をしていないので、「中止した」とはいえず、中止未遂は成立しない。大判昭 12・6・25。
- (4) 誤り。 中止未遂は未遂犯の一種であり、既遂の場合は刑法 43 条ただし書の適用はない。
- (5) 正しい。 刑法 43 条ただし書。

6 強盗罪

正解 (1)

- (1) 誤り。 判例は、「社会通念上一般に被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるかどうかという客観的基準によって決せられ」としている（最判昭 24・2・8）。
- (2) 正しい。 「強取」といえるためには財物奪取の意思を有した暴行・脅迫が必要であるところ、枝文の暴行は財物奪取の意思がないから「強取」に当たらない。したがって、強盗罪は成立せず、窃盗罪が成立するとどまる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 刑法 239 条。
- (5) 正しい。 判例は、強盗の手段たる暴行・脅迫により死傷が生じた場合に限らず、強盗の機会に死傷が生じることで足りるとしている（最判昭 24・5・28）

7 公務執行妨害罪

正解 (5)

- (1) 正しい。 刑法 95 条にいう「暴行」には間接暴行も含む。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 公務執行妨害罪の保護法益は円滑・公正な公務の遂行であるから、公務員の職務執行は適法でなければならない。
- (4) 正しい。 刑法 7 条 1 項。
- (5) 誤り。 公務執行妨害罪は、公務員の職務執行を妨害するに足りる程度の暴行・脅迫が加えられれば直ちに既遂に達し、公務員の職務の執行が現実に妨害されたことを要しない（最判昭 25・10・20）。

8 緊急逮捕

正解 (3)

- (1) 正しい。 緊急逮捕を行える対象犯罪は、死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪であり（刑訴法 210 条 1 項）、窃盗罪はこれに当たる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 緊急逮捕状が発付されるためには、①逮捕時に緊急逮捕の要件が存すること、②逮捕状発付時に少なくとも通常逮捕の要件が存することが必要である（東京地判 36・5・8）。
- (4) 正しい。 緊急逮捕状の請求権者については、刑訴法上制限がないので、司法巡查も緊急逮捕状を請求できる。
- (5) 正しい。 刑訴法 210 条 1 項。

9 令状に基づく捜索・差押え

正解 (5)

- (1) 正しい。 最決平 6・9・8。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。別途令状を取るか、任意提出を求めるか、あるいは、現行犯逮捕をし、それに伴う捜索・差押えをすることになる。
- (3) 正しい。 証拠価値を保全するため、捜索差押許可状に基づき差し押さえることのできる物の発見状況等を撮影することは、捜索・差押えに付随する行為として許される（東京地決平元・3・1）。
- (4) 正しい。 最決平 10・5・1。
- (5) 誤り。 平成 23 年の刑訴法改正により、電磁的記録媒体の差押えの執行方法として、枝文のような方法が定められた（刑訴法 222 条 1 項・110 条の 2 第 1 号）。

10 伝聞例外

正解 (4)

- (1) 正しい。 刑訴法 321 条 1 項 3 号。

- (2) 正しい。 任意処分としての実況見分と強制処分としての検証とは、実質が異なるから、実況見分調書には刑訴法 321 条 3 項が適用される（最判昭 35・9・8）。
- (3) 正しい。 刑訴法 322 条 1 項。
- (4) 誤り。 判例は、刑訴法 321 条 3 項は準用できないが、同条 4 項の書面に準じて同項により証拠能力が認められるとした（最決平 20・8・27）。
- (5) 正しい。 刑訴法 323 条 1 号。